附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（警察官の服制に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に男性警察官に支給されている活動帽は、当分の間、第一条の規定による改正後の警察官の服制に関する規則（次項において「新規則」という。）別表に規定する男性警察官活動帽とみなす。

２　この規則の施行の際現に女性警察官に支給されているズボン若しくは活動帽又は貸与されている階級章は、当分の間、それぞれ新規則別表に規定する女性警察官ズボン若しくは女性警察官活動帽又は女性警察官階級章とみなす。

（交通巡視員の服制に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この規則の施行の際現に交通巡視員（女性）に支給されているズボンは、当分の間、第二条の規定による改正後の交通巡視員の服制に関する規則別表に規定する交通巡視員（女性）ズボンとみなす。

○個人情報保護委員会規則第一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

個人情報保護委員会委員長代理委員　大島　周平

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整理に関する規則

（特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正）

第一条　特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

附　則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第五号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表

担当	職務
経済財政運営担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 １　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務並びに政策統括

改　正　後

別表

担当	職務
経済財政運営担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 １　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務並びに政策統括

改　正　前